

柱2 生活・健康

子どもが健やかに成長するための暮らしに必要な環境を整えます

子どもの貧困に関する課題（生活・健康）

子ども

医療・衛生  
環境の不備

成長に必要な  
栄養の不足・偏り

子どもへの  
ケアの不足

生活習慣  
の乱れ

健康状態  
の悪化

保護者

就業の困難  
非正規雇用・低賃金・失業など

物質的・  
経済的困難

家事・育児・  
仕事の両立の困難

施策分野

2-1  
子どもの  
健康や生活を  
支える支援

2-2  
保護者の  
生活・子育ての  
支援

2-3  
貧困の連鎖を  
断ち切るための  
就労支援

子どものライフステージ別

高等教育等

学齢期

乳幼児期

妊娠期

2-1-1-1 子どもの健康・  
医療に関する支援の推進

2-1-1-2 子どもの食事や栄養  
の確保、食育の取組み

2-1-3  
妊娠期からの  
取組み

2-2-1  
保護者の養育力向上支援

2-2-2 すべての子どもの養育を支え、  
特に支援を必要とする世帯に気づく支援

2-2-3  
ひとり親家庭に対する生活・子育て支援

2-3-1  
家庭と仕事の両立支援

2-3-2 経済的困難を抱える家庭に対する  
就労支援

2-3-3 ひとり親家庭に対する就労支援

2-3-4  
若者就労支援

## 2-1 子どもの健康や生活を支える支援を推進します

子どもの健康や生活に関する主な課題のうち、「医療・衛生環境の不備」「成長に必要な栄養の不足・偏り」「子どもへのケアの不足」「生活習慣の乱れ」「健康状態の悪化」という課題に対応する施策です。

妊娠期・産後からの保護者への支援、子どもの健康・医療に関する支援、子どもの食事・栄養に関する支援に分けて施策・事業を掲載しています。

### 2-1-1 すべての子どもの健康、医療に関する支援を推進します

子どもの健康の維持や増進は、子どもの健やかな発育・発達の基盤となります。健康診査や乳幼児に対する発達診断などに関する事業を推進します。また、必要とする子どもにもれなく医療が届くよう、医療費を助成しています。

#### 主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
2-1-1-1	健康診査（4か月～4歳未満）	乳幼児期の発達の節目となる時期に健診を行い、健全な発育を確認するとともに、適時適切な情報提供を行うことで、養育者が安心して子育てができるよう支援します。	4か月～4歳未満の乳幼児	健康政策部 健康づくり課
2-1-1-2	乳幼児経過観察健診	専門医・心理判定員などによる定期的な健診、保健指導、栄養指導、心理相談を実施することで子どもの健やかな成長を支援します。	乳幼児健康診査後、継続的に観察や相談が必要な子ども	健康政策部 健康づくり課
2-1-1-3	乳幼児発達診断	運動や精神の発達の遅れ、障がいなどの早期発見のため、専門医・心理判定員などによる健康診査、相談指導を継続的に実施することで、養育者の育児不安解消を支援します。	乳幼児健康診査の結果などで主として運動発達や精神発達の遅れが疑われる子ども	健康政策部 健康づくり課
2-1-1-4	乳幼児歯科相談	乳幼児の歯の健全な発育のため、健康教育、健診、指導、予防処置を実施します。	おおむね3歳までの乳幼児。障がいがある場合は就学前まで	健康政策部 健康づくり課
2-1-1-5	乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成	医療費の自己負担額（通院・入院）と、入院時の食事療養費標準負担額を助成します。	区内在住で健康保険に加入している方	こども家庭部 子育て支援課

## 2-1-2 子どもの食事や栄養の確保、食育に取り組みます

乳幼児期は、子どもの健やかな発育、発達や健康の基盤が作られ、食習慣や生活習慣の形成に重要な時期です。保育所、児童館、学校や地域と連携した食育の取り組みなどを通して、子どもの発育状況、栄養状態を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう努めます。また、保育所の給食や、学校給食では、学校給食法の目的に基づき、適切な栄養を摂取することで児童・生徒の健康の保持増進に努めます。

### 主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
2-1-2-1	学校給食	適切な栄養の摂取による健康の保持増進、望ましい食習慣の定着、食に関するさまざまな理解と児童・生徒の心身の健全な発達のために給食を提供します。	区立小・中学校の児童・生徒	教育総務部 学務課
2-1-2-2	食育の推進	乳幼児期からの適切な食生活が健康づくりに欠かせないことから、保育所、児童館、学校や地域と連携した食育の普及事業や望ましい食習慣が実践できるようになるための食環境整備、栄養・健康情報の提供を行います。	すべての子どもと保護者	健康政策部 健康づくり課
2-1-2-3	食育推進チームの設置	全校に食育推進チームを組織し、学校における食育を推進する中核となる食育リーダーを配置し、指導の全体計画と各学年の年間指導計画を作成し、実践します。	区立小・中学校	教育総務部 指導課

## 2-1-3 妊娠期から子どもの健康を支える取組みを推進します

妊娠期から子どもが健やかに育成されるよう、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行います。出産・育児支援事業ですべての妊婦に対する面談をはじめ、支援を必要とする方を早い段階で見出し、必要な支援につなぐ取組みを進めます。

### 主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
2-1-3-1	出産・育児支援事業かるがも	妊娠届出時に専門職が面接を行い、その後も継続してさまざまな相談に応じることで、妊娠から出産、子育て期への切れ目ない支援を行います。	妊娠期～未就学児のいる世帯	健康政策部 健康づくり課
2-1-3-2	すこやか赤ちゃん訪問事業	乳児とその産婦の心身の状況や養育環境の確認と、子育て情報の提供や相談支援を行うため、保健師、助産師が生後4か月までの乳児宅を訪問し指導を行います。特に支援が必要な家庭には、適切なサービスにつながるよう、子ども家庭支援センターなどと連携します。	生後4か月までの乳児とその母親	健康政策部 健康づくり課
2-1-3-3	両親学級	母親の育児不安の軽減と父親の育児参加を促進するため、妊娠・出産・育児に関する夫婦参加型の講義、沐浴実習などを実施します。	区内在住の妊婦とそのパートナー	健康政策部 健康づくり課

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
2-1-3-4	保育園地域活動事業（育児応援券の配布）	区立保育園で子育て相談、保育見学、給食の試食を無料体験できる「育児応援券」を配布し、在宅育児の不安や負担感の解消を図ります。	妊娠期～2歳児までの乳幼児を在宅育児する保護者	こども家庭部 保育サービス課
2-1-3-5	大田区きずなメールの配信【再掲】	出産や育児に関する信頼できる「大田区からの情報」を、出産予定日やお子さんの誕生日に合わせてタイムリーに配信し、適切なサービス提供につなげます。	妊娠期～3歳未満の乳幼児のいる世帯	健康政策部 健康づくり課

## 2-2 保護者の生活・子育てを支援します

保護者の健康や生活に関する主な課題のうち「家事・育児・仕事の両立の困難」や「物質的・経済的困難」という課題に対する施策です。

保護者全体に対して子どもの養育力を高める取組みと合わせて、生活や子育てに困難を抱える世帯を対象とする支援について施策・事業を整理しました。

### 2-2-1 保護者の養育力の向上を支援します

子育てに関する知識を提供する育児学級や子育て相談を通じて、保護者の不安を軽減し、保護者の養育力の向上を支援します。

#### 主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
2-2-1-1	<b>新</b> 子育てひろば事業	【新規】 保育園の一区画を活用し、専任の保育士が在宅子育て世帯を対象に、子育てに関する相談、情報提供、援助などを行うことで、子育ての負担感の緩和や児童と家庭の福祉向上を図ります。	子育て中の親子	こども家庭部 保育サービス課
2-2-1-2	<b>拡</b> 子育てグループワーク	心理相談員や保健師などが、子育てに不安のある母親を対象にグループワークを実施し、育児不安の解消につなげます。 【拡充】 22歳以下の母親の会と、親子発達支援グループを新規に実施します。	乳幼児を持つ母親	健康政策部 健康づくり課
2-2-1-3	<b>拡</b> 初めてのパパママ子育て教室	両親が乳児と一緒に参加できる教室を開催し、育児を通じた夫婦の相互理解を支援し、他の子育て家庭と悩みを共有することで育児不安の軽減につなげます。 【拡充】 ベビーマッサージや事故予防など、ニーズに合ったテーマを設定し、教室開催の回数増を実施します。	1歳未満の乳児と保護者	こども家庭部 子ども家庭支援センター
2-2-1-4	絵本との出会い事業	4か月健康診査時に絵本を配布し、保護者による子への読み聞かせを支援することで、児童と保護者が言葉と心を通わす機会の充実を図り、児童の健全発達を促します。	4か月児を持つ保護者	健康政策部 健康づくり課
2-2-1-5	育児学級	それぞれの時期に合った離乳食の進め方や生え始めの歯についてのアドバイスなど、栄養や発育に関する基本的な知識を提供するとともに、育児を通じた仲間作りを支援します。	乳幼児を持つ保護者	健康政策部 健康づくり課
2-2-1-6	保育園地域活動事業(子育て相談、出張相談、園庭開放)	保育経験豊かな職員が電話や来園による相談に応じたり、看護師・栄養士・保育士が出張による育児相談や講習会などを実施します。また、親子の遊び場として園庭開放も行います。	すべての保護者	こども家庭部 保育サービス課



## 2-2-2 すべての子どもの養育を支え、特に支援を必要とする世帯に気づく支援を行います

保護者の病気や、家事・育児・仕事の両立などで、一時的に家事援助や緊急の保育などが必要となったときに、緊急・一時的に生活や子育てを支える環境を整備します。

### 主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
2-2-2-1	<b>拡</b> 応急小口資金 貸付事業	災害や疾病その他の応急に必要な費用の調達が困難なときに無利子で貸付を行うことにより、生活の安定と生活意欲の増進を図ります。 【拡充】 社会状況を勘案し、貸付要件の拡充を図ります。	区内に3ヵ月以上在住している方（生活保護受給者を除く。所得制限あり）	福祉部 福祉管理課
2-2-2-2	<b>拡</b> ショートステイ・ トワイライトステイ・ 休日デイサービス 事業	保護者の入院や仕事の事情などで、夜間や数日にわたり子どもの面倒がみられない家庭の子育てを支援するため、指定施設で一時的に子どもを預かります。 【拡充】 利用定員の拡充を行うとともに、トワイライトステイ事業の平日実施を開始します。	2歳～15歳の児童	こども家庭部 子ども家庭支援センター
2-2-2-3	助産施設への 入院措置	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設への入院措置を行います。	妊産婦	福祉部 生活福祉課
2-2-2-4	緊急一時保育	保護者が出産や病気などで入院したときや、家族の看護、冠婚葬祭などで一時的に子どもを養育できないときに、区立保育園での保育を実施することで、緊急時であっても安定した子どもの養育ができるよう支援します。	区内在住の満1歳（民間委託園は57日）から就学前までの児童	こども家庭部 保育サービス課
2-2-2-5	緊急保育	父母または児童を養育している近親者の死亡、病気、出産などにより、特に緊急に保育を要する児童を、緊急保育室において保育を実施することで、安定した子どもの養育ができるよう支援します。	区内在住の生後6週間から就学前までの児童	こども家庭部 保育サービス課
2-2-2-6	病後児保育事業	病気の回復期にある児童を保育室で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的とし、所得に応じた利用料の助成を行います。	区内保育所に通所しているか、区内在住で大田区外の保育所に通所している児童	こども家庭部 保育サービス課
2-2-2-7	児童館事業	地域の子育て支援の拠点として、学童保育の一時利用や一般利用（自由来館）、子育て全般に関する相談対応を行い、子どもの健全育成を推進します。	就学前の児童と保護者、小学生～高校生、地域の方	こども家庭部 子育て支援課
2-2-2-8	住宅確保支援事業 （外国籍）	転居先を探している外国籍世帯に対して、協力不動産店の紹介と宅建協会への物件紹介を行います。	区内に1年以上在住している在留資格を有する外国籍世帯	まちづくり推進部 建築調整課

### 2-2-3 ひとり親家庭に対する生活・子育て支援を充実します

「子どもと向き合う時間が十分に取れない」など、ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題に対応し、安心して子育てができるような支援を提供します。専門的で継続的な生活支援が必要な母子家庭に対しては、母子生活支援施設により寄り添い型の支援を行います。このほか、ひとり親家庭医療費助成制度や、児童育成手当の支給など、生活や健康を支えるための経済的支援を行います。

#### 主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
2-2-3-1	<b>拡</b> ひとり親家庭に対する援助 (ホームヘルプサービス)	ひとり親家庭の親または子の一時的な疾病、保護者の技能習得のための通学・就職活動、保護者の勤務の都合などにより家事援助が必要な世帯に対し、ホームヘルパーを派遣することにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。 【拡充】 対象となるひとり親家庭の児童を小学校3年生以下から小学校6年生以下に拡充します。	小学6年生以下の児童を扶養しているひとり親家庭 (所得制限あり)	福祉部 生活福祉課
2-2-3-2	ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療機関で受診した際の自己負担金(保険診療分)の一部を助成します。	年度末18歳に達するまでの児童を扶養するひとり親家庭	こども家庭部 子育て支援課
2-2-3-3	児童扶養手当	父または母と生計を同じにしていない児童の家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します(父または母が重度障がいである場合を含みます)。	年度末18歳に達するまでの児童を扶養するひとり親家庭	こども家庭部 子育て支援課
2-2-3-4	児童育成手当	父または母が離婚・死亡などの状態にある児童、心身に障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します(心身に障がいのある児童を扶養する世帯を含みます)。	年度末18歳に達するまでの児童を扶養するひとり親家庭	こども家庭部 子育て支援課
2-2-3-5	東京都母子及び父子福祉資金貸付事業	母子家庭及び父子家庭の経済的自立と生活意欲の助長及び児童の福祉増進を図るため、償還能力があることを条件として資金を貸付けます。	都内に6か月以上居住の20歳未満の子を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父	福祉部 生活福祉課
2-2-3-6	母子生活支援施設	さまざまな事情を抱える母子世帯の自立促進のため、施設入所により生活を支援し、あわせて退所後の相談その他の援助を行います。	18歳未満の児童と母親	こども家庭部 子育て支援課
2-2-3-7	住宅確保支援事業(ひとり親)	転居先を探しているひとり親家庭に対して、協力不動産店の紹介、宅建協会への物件紹介、保証人のいない方への相談支援を行います。	区内に1年以上在住しているひとり親世帯(所得制限あり)	まちづくり推進部 建築調整課

## 2-3 貧困の連鎖を断ち切るための就労支援を行います

「就労の困難（非正規雇用・低賃金・失業など）」という課題や、保護者の「家事・育児・仕事の両立の困難」に対する施策として、貧困の連鎖を断ち切るための就労支援を行います。

困難を抱えた世帯を含む保護者への支援を、「保育基盤の充実」「経済的困難を抱える家庭・ひとり親家庭に対する就労支援」の視点で整理しました。また、高校を中退した若者などへの就労支援を「若者に対する就労支援」として整理しました。

### 2-3-1 家庭と仕事の両立を支援します

就労のため保育を必要とする保護者のニーズに対応するために、保育所、学童保育、放課後子ども教室などの保育基盤について「待機児童解消加速化プラン」に基づき、計画的な整備を推進します。また、「大田区版放課後児童子ども総合プラン」に基づき、学童保育事業と放課後子ども教室事業が一体となった「放課後ひろば」の整備を促進します。

#### 主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
2-3-1-1	<b>拡</b> 認可保育園	保護者が就労などにより保育が必要な乳幼児を保育します。また、心身に障がいをもつ児童について集団保育の中で適切な統合保育を行い、その児童の望ましい発達を促進します。 【拡充】 平成 29 年度は 11 園を新規に開設します。	保育を必要とする就学前児童	こども家庭部 保育サービス課
2-3-1-2	<b>拡</b> 認証保育所	低年齢児保育や 13 時間開所など大都市特有の保育ニーズに応えるために、東京都が独自の基準を設けて認証した保育施設です。区は運営費、開設準備経費の助成を行います。 【拡充】 平成 29 年度は 1 園を新規に開設します。	都内在住で昼間保育ができない 0～5 歳の児童の保護者	こども家庭部 保育サービス課
2-3-1-3	<b>拡</b> 小規模保育所	低年齢児の保育需要に対応するため、民間事業者による定員 19 名以下の小規模保育所や事業所が従業員の子ども等を保育する事業所内保育所を区が認可しています。 【拡充】 平成 29 年度は、小規模保育所を 2 園、事業所内保育所を 1 園新規に開設します。	区内在住の 1・2 歳の児童	こども家庭部 保育サービス課
2-3-1-4	<b>拡</b> 家庭福祉員 (保育ママ)	保護者が就労または求職のために保育が困難な児童を、保護者に代って家庭福祉員の自宅または区が提供するグループ保育室で保育することで、児童福祉の向上を図ります。 【拡充】 グループ保育室 1 室の新規開設に向けた準備を行います。	区内在住の生後 43 日から 2 歳未満の児童	こども家庭部 保育サービス課



番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
2-3-1-5	<b>拡</b> 学童保育	就労などのため昼間保護者のいない家庭の小学生の安全な居場所と健全育成を図るため、学童保育事業を実施します。 【拡充】 就学援助費受給世帯への学童保育料減免制度を開始します。	区内に在住または在学の放課後保育が必要な小学1～6年生の児童	こども家庭部 子育て支援課
2-3-1-6	<b>拡</b> 放課後ひろば (学童保育事業)	就労などのため昼間保護者のいない家庭の児童を対象に、区立小学校施設を活用して遊びや生活の場を提供し、放課後の安全・安心な居場所の提供と児童の健全育成を図ります。 【拡充】 就学援助費受給世帯への学童保育料減免制度を開始します。	当該小学校に在籍する児童	こども家庭部 子育て支援課
2-3-1-7	<b>拡</b> 女性の就労支援 (再チャレンジ等)	女性がさまざまな分野で希望を持ってチャレンジできるように、再就職に関する講座を開催し、就労を支援します。 【拡充】 講座回数増を実施します。	区内在住または在勤または在学で再就職や起業を目指す女性	総務部 人権・男女 平等推進課
2-3-1-8	<b>拡</b> 男性の 家庭参画講座	男性の家事や育児、介護など家庭参画を促すため、実践的な内容を取り入れた講座を開催します。 【拡充】 講座回数増を実施します。	区内在住または在勤または在学の男性の保護者	総務部 人権・男女 平等推進課
2-3-1-9	<b>拡</b> 放課後ひろば (放課後子ども 教室)【再掲】	区立小学校の施設を活用して、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて自主性や社会性を育みます。 【拡充】 校舎改築計画進行中の4校を除く全55校で放課後子ども教室を実施します。	当該小学校に在籍する全児童	教育総務部 教育総務課
2-3-1-10	定期利用保育	保護者の多様化する就労形態やライフスタイルに対応するために、利用者が預けたい曜日や時間を柔軟に決めることのできる保育サービスです。	区内在住で保護者が求職中などの理由で一定程度継続的に保育が必要な児童	こども家庭部 保育サービス課
2-3-1-11	ファミリー・ サポートおおた	育児のお手伝いをしてほしい方(利用会員)と育児のお手伝いをしたい方(提供会員)が「ファミリー・サポートおおた」に登録し、会員同士の助け合いのもとで行われる子育て支援の援助活動を区が支援します。	生後4か月～ 12歳の児童	こども家庭部 子ども家庭 支援センター
2-3-1-12	内職あっせん・ 相談事業	内職希望の求職者、内職を出したい企業を登録し、相互で紹介することで雇用の促進を図るとともに、内職に関する普及・啓発活動により、求人企業の開拓及び内職者の労働条件の向上を図ります。	すべての保護者	産業経済部 産業振興課

## 2-3-2 経済的困難を抱える家庭に対する就労支援を行います

生活困窮者自立支援法に基づく生活再建・就労サポートセンターJOBOTAを通じて、就労支援に加え、生活（家計）や住まいのことなどを含めて、ワンストップで相談に応じる支援を行います。

### 主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
2-3-2-1	生活再建・就労サポートセンターJOBOTA	経済的自立と就労に向けた支援を行う自立相談支援、家計の見直しをサポートする家計相談支援、就労や生活習慣に課題を抱える方への就労に向けたサポートを行う就労準備支援、離職などにより住居を失うおそれのある方に家賃相当額を支給する住居確保給付金といった支援メニューに基づき、問題の整理・解決をご本人とともに目指します。	区内在住で失業などの理由から生活に困窮している方（生活保護受給者を除く）	福祉部 蒲田生活福祉課
2-3-2-2	お仕事ナビ大田区	インターネット上で区内の中小企業の特徴とともに求人情報を掲載しています。	すべての区民	産業経済部 産業振興課

## 2-3-3 ひとり親家庭に対する就労支援を行います

ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題に寄り添った支援を提供できるよう、「親の学び直し」の視点を含めたひとり親家庭の就業支援のほか、女性の就労支援（再チャレンジ等）、内職あっせん・相談事業など、家庭と仕事の両立に向けた相談支援を行います。

### 主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
2-3-3-1	<b>拡</b> 女性の就労支援（再チャレンジ等） 【再掲】	女性がさまざまな分野で希望を持ってチャレンジできるよう、再就職に関する講座を開催し、就労を支援します。 【拡充】 講座回数増を実施します。	区内在住または在勤または在学で再就職や起業を目指す女性	総務部 人権・男女平等推進課
2-3-3-2	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母または父子家庭の父が、就労のための能力開発講座の受講、修了した場合に受講経費の一部を助成することで保護者の就労を支援します。	児童扶養手当受給者またはそれに準ずる方	福祉部 生活福祉課
2-3-3-3	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業	母子家庭の母または父子家庭の父が、国家資格などの取得を目的として、1年以上養成機関で修業する場合、一定期間経済的支援を行うことで、安定した就業への支援を行います。	児童扶養手当受給者またはそれに準ずる方	福祉部 生活福祉課
2-3-3-4	生活再建・就労サポートセンターJOBOTA 【再掲】	経済的自立と就労に向けた支援を行う自立相談支援、家計の見直しをサポートする家計相談支援、就労や生活習慣に課題を抱える方への就労に向けたサポートを行う就労準備支援、離職などにより住居を失うおそれのある方に家賃相当額を支給する住居確保給付金といった支援メニューに基づき、問題の整理・解決をご本人とともに目指します。	区内在住で失業などの理由から生活に困窮している方（生活保護受給者を除く）	福祉部 蒲田生活福祉課

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
2-3-3-5	内職あっせん・相談事業【再掲】	内職希望の求職者、内職を出したい企業を登録し、相互で紹介することで雇用の促進を図るとともに、内職に関する普及・啓発活動により、求人企業の開拓及び内職者の労働条件の向上を図ります。	すべての保護者	産業経済部 産業振興課
2-3-3-6	お仕事ナビ大田区【再掲】	インターネット上で区内の中小企業の特徴とともに求人情報を掲載しています。	すべての区民	産業経済部 産業振興課

#### 2-3-4 若者に対する就労支援を推進します

区内の中小企業と教育機関との連携により、若者の就労支援を進めます。生活再建・就労サポートセンターJOBOTAでは、このほか、一人ひとりの課題に応じた就労準備支援なども行います。

##### 主な事業

番号	事業名	事業概要	主な対象者	担当課
2-3-4-1	若者と中小企業のマッチング事業	より多くの若者が大田区における中小企業の次世代を担う後継者となるよう、区内の企業と教育機関などが連携し、魅力あるさまざまな具体策を提案・提供します。	35歳未満の就労を希望する方	産業経済部 産業振興課
2-3-4-2	生活再建・就労サポートセンターJOBOTA【再掲】	経済的自立と就労に向けた支援を行う自立相談支援、家計の見直しをサポートする家計相談支援、就労や生活習慣に課題を抱える方への就労に向けたサポートを行う就労準備支援、離職などにより住居を失うおそれのある方に家賃相当額を支給する住居確保給付金といった支援メニューに基づき、問題の整理・解決をご本人とともに目指します。	区内在住で失業などの理由から生活に困窮している方（生活保護受給者を除く）	福祉部 蒲田生活福祉課
2-3-4-3	お仕事ナビ大田区【再掲】	インターネット上で区内の中小企業の特徴とともに求人情報を掲載しています。	すべての区民	産業経済部 産業振興課